## 医科点数表の解釈 平成28年4月版

## Web追補 No.3 (平成28年9月号)

平成 28 年 9 月 13 日作成

- 以下の告示・通知等により、本書の内容に変更が生じましたので、ここに追補します。
  - 平成28年8月30日 厚生労働省告示第324号(平成28年8月31日適用)
  - 平成28年8月31日 厚生労働省告示第329号(平成28年9月1日適用)
  - 平成28年8月31日 保医発0831第2号(平成28年9月1日適用)
  - 平成28年9月9日 官報正誤
- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『<mark>診療報酬関連情報ナビ</mark>』からご覧いただけます。 本追補と併せてご利用ください。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2016\_sinryo/index.html)
- 「平成28年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて」(平成28年9月1日 医療課事務連絡)が発出されています。『<mark>診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベース</mark>より、 本追補と併せてご確認ください。

頁	欄	行	変更前	変更後		
		上から5行目	F 40 400			
		<u>エから3行日</u> 上から10行目	次行に追加〕	(2) パーキンソン病の患者に対しレボドパカルビドパ水和物を経胃瘻空腸投与する場合に,医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して,当該療法の方法,注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い,当該患者の医学管理を行う際には当該点数を準用する。 ■		
442	右	上から8行目	[次行に追加]	(平28. 8.31 保医発 0831 2) (5) レボドパカルビドパ水和物を経胃瘻空腸 投与する際に用いるポンプの費用については、「1」の所定点数に準じて算定することとし、2月に2回に限り、C111在宅肺高血圧症患者指導管理料に加算できる。この場合において、ポンプの費用については、所定点数に含むこととし、本区分の「注」の規定及び上記(1)から(4)までは適用しない。 <b>28.</b> 8.31 保医発 0831 2)		
527	-	下から10~9 行目	その原因が特定できない者に対して,	その原因が特定できない者又は関連する学会の定める診断基準に従い,心房細動検出を目的とする植込型心電図記録計検査の適応となり得る潜因性脳梗塞と判断された者に対して,		
527	右	下から9行目	〔次行に追加〕	(平28. 8.31 保医発 0831 2)		
		下から6行目		(5) 経気管肺生検法の実施にあたり、胸部 X線検査において 2 cm以下の陰影として描出される肺末梢型小型病変が認められる患者又は到達困難な肺末梢型病変が認められる患者に対して、患者のC T 画像データを基に電磁場を利用したナビゲーションを行った場合には、本区分に加え、「注1」ガイドシース加算及び「注2」C T 透視下気管支鏡検査加算の所定点数を準用し、算定する。この場合、C T に係る費用は別に算定できる。		
		下から7行目	〔次行に追加〕	(4) レボドパカルビドパ水和物を投与する目的でEDチューブ挿入を行った場合は,当該点数を準用して算定する。なお,この場合は,上記(1)及び(3)は適用しない。 <b>図</b> (平28. 8.31 保医発 0831 2)		
753	口	エから311日	$\vee$	(1)		

頁	欄	行	変更前	変更後
75			算定日に限り,	算定日にのみ,
	_	行目		
	_		〔次行に追加〕	(平28. 8.31 保医発 0831 2)
75	3 右	上から13行目	〔次行に追加〕	(2) レボドパカルビドパ水和物を投与する目
				的で胃瘻カテーテルの交換を行った場合は, 当該点数を準用して算定できる。なお,この
				国政点数を準用して昇足できる。なね、この   場合は、上記(1)を適用する。
				(平28. 8.31 保医発 0831 2)
91	0 右	上から4行目	〔次行に追加〕	(5) レボドパカルビドパ水和物を経胃瘻空腸
				投与する目的で胃瘻造設を行った場合は、当
				該点数にK939-5胃瘻造設時嚥下機能評価加
				算を合算した点数を準用して算定する。算定
				に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に経
				胃瘻空腸投与が必要な理由及び医学的な根
				拠を詳細に記載すること。 <b>図</b> (平28. 8.31 保医発 0831 2)
				(音) レボドパカルビドパ水和物を経胃瘻空腸
				投与する目的で胃瘻造設を行った場合は、上
				記(3)及び(4)は適用しない。 📓
				(平28. 8.31 保医発 0831 2)
				(7) レボドパカルビドパ水和物の投与のみを
				目的とした胃瘻造設については、「特掲診療
				料の施設基準等及びその届出に関する手続
				きの取扱いについて」(平成28年3月4日保 医発0304第2号) 別添1の第79の3に掲げる
				医光0304第2岁)別称1の第1903に掲げる 条件に計上しないが、当該胃瘻から栄養剤投
				与を行った場合は、その時点で同条件に計上
				する。 <b>図</b>
				(平28. 8.31 保医発 0831 2)
97	5 右	下から4行目	〔次行に追加〕	(5) 中心静脈留置型経皮的体温調節装置シス
				テムを用いる場合, <b>G005-2</b> 中心静脈注射用
				カテーテル挿入は所定点数に含まれ、別に算
				定できない。 <b>園</b> (平28. 8.31 保医発 0831 2)
110	3 —	上から4行目	   (最終改正;平成28年5月31日   厚生労働	
110		T% 5 + 11 L	省告示第238号)	示第329号)
110	6 —	下から18行目	〔次行に追加〕	(7) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高
				圧注入可能型
				① 標準型
				ア シングルルーメン 13,200円
				イ マルチルーメン 20,500円
				② 特殊型(I) ア シングルルーメン 13,600円
				イ マルチルーメン 20,900円
				③ 特殊型(Ⅱ)
				ア シングルルーメン 13,900円
				イ マルチルーメン 21,400円
111	2 —	上から22行目	〔次行に追加〕	(6) その他の関節固定用材料用部品
444	0	L 40 2 0 0	(佐)	200,000円
111	g —	上から8~9 行目	[編注;承認番号が22500BZI00020000のも のについては,平成28年4月1日から平	
		11日	成28年4月1日から平成28年4月1日から平成28年6月30日まで929,000円〕	
111	8 —	下から24行目	(2) 永久留置型 143,000円	(2) 永久留置型
		52.111		① 標準型 143,000円
				② 特殊型 148,000円
112	5 —	下から10行目	(20) 体温調節用カテーテル 79,800円	
				① 発熱管理型 79,800円

百	欄	行	変更前	変更後
貝	個則	11	<b>发史</b> 间	<b>変更後</b> ② 体温管理型 86,000円
				②   体温官理型 86,000円   <b>編注</b> ;承認番号が22800BZI00008000の
				ものについては、平成28年9月1日か
				ら平成30年3月31日まで89,100円]
1127		下から1行目	   <b>155 植込型心電図記録計</b>	155 植込型心電図記録計
		1 % 9 1 11 1		(1) 標準型 422,000円
				(2) 特殊型 443,000円
1129		上から15行目	〔次行に追加〕	190 人工中耳用材料
				(1) 人工中耳用インプラント
				1, 150, 000円
				(2) 人工中耳用音声信号処理装置
				637,000円
				(3) 人工中耳用オプション部品 45,800円
1133	—		<b>)90人工内耳用材料</b> (2) 人工内耳用音声信号	一処理装置② 残存聴力活用型」の項目を削除す
		る。〕		
1134	—		3(9)④ウの項の次に次のように加える。〕	
			7手術用カテーテル	平成28年9月1日から 89,100円
			に温調節用カテーテル - 体温体理型	平成30年3月31日まで
			体温管理型	
			7) I00008000	
		22800DZ.	10000000	
1136			(最終改正;平28.5.31 保医発 0531 2)	7
1138	右	下から22行目	ガイドワイヤーは,別に算定できない。	ア ガイドワイヤーは、別に算定できない。
				イ 特殊型(I)のうち、専用のナビゲーショ
				ンシステムと併用し、留置に際してナビゲー
				ションを行う機能に対応しているもの及び
				特殊型(Ⅱ)については、留置に際して専用
				のナビゲーションシステムを併用した場合
11/12	+	下かた12年日	     	に限り算定できる。 ア 気管・気管支ステントは、1回の手術に対
1143	10	トからい打日	し1個を限度として算定する。	し1個を限度として算定する。
			し1個を収及として昇足する。	「永久留置型・特殊型」は、関係学会の定
				める指針に従って使用した場合に限り算定
				できる。算定に当たっては診療報酬明細書の
				摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細
				に記載すること。
1147	右	下から24~23	ケ 体温調節用カテーテルは、くも膜下出	
		行目	血,頭部外傷又は熱中症による急性重症	a 投薬のみを目的として使用した場合は
			脳障害に伴う発熱患者に対し、体温調節	算定できない。
			の補助として使用した場合に限り算定	
			できる。	又は熱中症による急性重症脳障害に伴う
				発熱患者に対し、体温調節の補助として使
				用した場合に限り算定できる。
				c 体温管理型は、目標体温を35℃以下とし
				て体温管理を行った場合に限り算定でき
1150	+	L 40 2 0642 E	信田目)ヶ井 抽撃 たきぬ い F 1	る。
	_		短期間に失神発作を繰り返し, その原因が特定できない者に対して,	ア 短期間に失神発作を繰り返し, その原因が特定できない者又は関連する学会
1150	10	エから20打日	rcツが四州村足じさない自に刈しし, 	での原因が特定できない有人は関連する学会の定める診断基準に従い、心房細動検出を目的
				とする植込型心電図記録計検査の適応となり
				得る潜因性脳梗塞と判断された者に対して、
1150	右	上から29行目	[次行に追加]	イ 潜因性脳梗塞患者に対して使用した場合
				は診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び
				医学的な根拠を詳細に記載すること。
1152	右	下から10行目	〔次行に追加〕	(105) 人工中耳用材料
				ア 人工中耳用材料は,関係学会の定める指

頁	欄	行	Web 追補 No. 3(平成 28 年 9) 変 <b>更前</b>				
只	刊果	11	<b>文文</b> 的	針に従いね	メンス 直込型骨導補聴器よりも本品を		
					<sup>退込生</sup> 月等価心品よりも本品を 医学的理由がある患者に対し		
				で使用した場合に限り、算定できる。			
				イ 人工中耳用材料の使用に当たっては、診			
				療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医			
				学的な根拠を詳細に記載すること。			
				ウ 人工中耳用材料の交換に係る費用は,破			
				損した場合等においては算定できるが,単			
					なる機種の交換等の場合は算定できない。		
				エ 人工中耳の植込みを行った場合の手技			
				料は,区分番号「K320」アブミ骨摘出術・ 可動化手術の点数に準じて算定する。			
				オ 人工中耳の植込み又は交換を行った場			
				合の施設基準は,区分番号「K328」人工			
				内耳植込術	の施設基準に準じて,改めて届		
				け出ること。			
					の植込み又は交換を行った後、		
					検査を実施した場合は、区分番		
				-	2」補聴器適合検査「2」2回 り算定する。		
1156	110	)21 山心	オカテーテル」の項中側の次に次のように加		9 毎年9分。		
	<mark>1156</mark> [「021 中心静脈用カテーテル」の項中(®の次に次のように加える。] 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高圧注入可能型・標準型・  中心静脈カテ・高				中心静脈カテ・高圧・I		
		シングルル					
					中心静脈カテ・高圧・Ⅱ		
		マルチルー					
	(③) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高圧注入可能型・特殊型   中心静脈カテ・高圧				中心静脈カケ・高圧・Ⅲ		
	(I)・シングルルーメン (I) 主採の異刑中心執脈カテーテル。准収刻宣圧注入可能刑、勝所刑 中心執脈カテ・宣圧。				山心   脚力テ・真圧・W		
	(A) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高圧注入可能型・特殊型   中心静脈カテ・高圧・Γ   (I)・マルチルーメン				Tracket and the second secon		
					中心静脈カテ・高圧・V		
		(Ⅱ)・シングルルーメン					
		(16) 末梢留置	肖留置型中心静脈カテーテル・造影剤高圧注入可能型・特殊型 中心静脈カテ・高圧・VI		中心静脈カテ・高圧・VI		
	l L	(Ⅱ) ・マ	ルチルーメン				
1160							
	<b> </b>		関節固定用材料用部品		オプション部品・その他		
1232		上から5行目	(最終改正;平成28年6月28日 厚生労働	(最終改正・亚리			
1202		工2.5011日	省告示第268号)	- (取於以正,十元 - 示第324号)	N40 〒 0 71 00 日 /子工刀 関1日 口		
			T 14 3 3 14 20 3 3 1	14 2/40011/07			
			[ <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.1にて改正済み]				
1235	-	上から18行目	別表第2に収載されている医薬品を		されている医薬品を、同年10月		
					ては別表第4に収載されてい		
					₹30年4月1日以降においては されている医薬品を		
1236		上から15行日	<mark>,</mark> エクメット配合錠LD <mark>及びゲンボイヤ配</mark>				
1230		工がら1011日	<mark>, エラグッド配音楽しり<mark>及びグッポイド配</mark> <mark>合錠</mark></mark>	、 びエピデュオゲル			
			[ <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.1にて改正済み]				
1237	_	下から9行目	別表第3	別表第5			